

消費者被害情報



知っておこう!!



「クーリング・オフ」

どんな制度??

～ クーリング・オフ制度 ～

訪問販売、電話勧誘販売など不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

➡ 解除できる期間は書面を受け取ってから**8日以内**。
または**20日以内(マルチ商法、内職商法)**です。

訪問購入(貴金属や靴の買い取り)もクーリング・オフができます。(8日以内)

気をつけよう!

通信販売(例：テレビショッピングやカタログでの購入)はクーリング・オフが**できません**。
返品できるかどうかをよく確認してから注文しましょう。

困ったときはすぐに
消費生活センターへ相談しましょう

